

勝浦市産業振興促進計画

令和2年2月27日作成

千葉県 勝浦市

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

勝浦市（以下「市」という。）は、千葉県の南東部に位置し、面積は93.96km²、都心から約75km圏内、黒潮が北上する太平洋に面した海岸線は自然景観に富み、内陸部には海拔150m～250mの緑豊かな房総丘陵が広がっている。

「日本の渚百景選」に選ばれた鶴原・守谷海岸など、太平洋に広がる美しい砂浜とリアス式海岸、房総丘陵の山並みがおりなす風景は、首都圏有数のリゾート地になっている。

市の産業は、農業、漁業、商工業及び観光産業などであり、内陸部における稲作を中心とした農業、豊かな海の恵みを活用した水産業を中心に、歴史ある商工業及び首都圏住民の行楽・保養ニーズに支えられた観光産業で栄えてきた。

一方で本市の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、これに伴う経済の縮小などによる事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、これには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

① 前計画における取組及び目標

本市が平成27年に認定された勝浦市産業振興促進計画（平成27年度～平成32年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<市>

- ・振興対象業種に対する租税特別措置の活用促進
- ・勝浦市立地促進条例により設備投資や新規事業所立地に対する奨励金の交付
- ・上記制度の広いPR

<県>

- ・地方税（県税）の不均一課税の周知及び活用
- ・企業立地条例等による支援

<関係団体等>

- ・農業分野：担い手の育成・確保、営農指導、販路拡大

- ・商工観光分野：特産品開発及び地場製品のPR

【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	9	4
旅館業	2	1
農林水産物等販売業	5	2
情報サービス業	2	1

② 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度計画策定時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業	0	0

資料 半島振興対策実施地域固定資産税不均一課税の届け出状況

【成果及び課題】

- ・税制優遇措置等の周知不足により、地域事業者の設備投資の際、税制優遇措置利用及び新規雇用者数の増加に結びつかなかった。
- ・地理的、地形的条件において企業誘致に不利であり、対象を絞った企業誘致を推進する必要がある。
- ・農林水産業、商工業及び観光産業などの経営体は小・中規模が多く占めることから各産業間で連携し、相乗効果が発揮できる仕組みづくりが求められる。

③ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化
- (ii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致の促進
- (iv) i・ii・iiiの相乗効果による市内企業の経営規模拡大の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された勝浦市全域とする。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本市における農林業は、水稻を中心に野菜や花きの栽培及び畜産などが営まれているが、平坦地が少なく狭隘という地形的要因もあって生産性は低水準となっている。

また、兼業農家が全体の約8割を占めることや、農業従事者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣による被害の拡大、輸入の農産物競合による価格低迷などから、年々、離農者や耕作放棄地が増加している。このような状況のもとで、本市の農業が持続的に発展していくためには、優良農地の集積・保全による農地の効率的な利用促進を図り、農業生産基盤の整備や有害鳥獣対策を推進するとともに、担い手の確保・育成などを支援する必要がある。

農産物の販売に関しては、小規模な直売所が点在するが、産業の振興を図るにあたって農産物の特産品の開発などによる高付加価値化を図るとともに農産物直売所の活用、情報発信力の強化や友好都市との連携などにより、農産物の販路拡大が必要である。

また、水産業は、沿岸漁業と磯根漁業が中心であり、水揚げ高は、かつお一本釣り船やマグロ延縄船などの外来船の入港により、県内2位の水準となっている。

各漁協では、漁業の健全かつ持続的な発展に向けて、アワビの種苗やヒラメ・マダイの稚魚の放流、漁期・操業時間・漁法の制限など、積極的に取組むとともに、新たなブランド水産物の需要拡大に向けて取り組んでいる。

漁業を取り巻く環境は、漁港施設の老朽化や水産資源の減少、不安定な魚価や燃料費の動向（高騰）と漁業者の高齢化や後継者不足などにより、厳しさが強まっているが、本市の漁業が持続的に発展していくためには、漁業所得の安定的、新規就業者や後継者の確保・育成などの取組みを支援する必要がある。

(2) 商工業（製造業を含む）

本市における商工業は、国道128号沿道に大型小売店舗の進出が進んでおり、旧来からの商店街には空き店舗が目立つようになっている。一方で、民間活力によるまち興しや新製品の開発、販売など漁業、商業、サービス業、水産加工業などの異業種連携により新たな活性化の動きがみられる。

今後は、地元産品を活用した新製品の開発や販路の開拓、情報発信力の強化などの取組みを支援するなど、市内の企業の支援に努めるとともに、近隣自治体と連携し、企業誘致に努める必要がある。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

本市における情報サービス業は、全業種に占める割合が低くなっているものの、コールセンターなど小規模の用地で初期投資が少なくすむメリットがあることから、企業誘致を進めていく上で重要な業種と考えられる。

また、住民から産業まで幅広く効果的に情報技術を活用できるよう情報通信基盤の整

備推進に努める必要がある。

(4) 観光（旅館業を含む）

道路交通網の整備が進み、首都圏からの時間と距離が著しく短縮され来訪しやすくなった分、観光客の多くが日帰り客で宿泊客は減少傾向にある。滞在時間の減少は、消費金額の減にもなるため、宿泊滞在型への転換を推進することで観光産業の発展に努める必要がある。

東日本大震災後、急激に減少した観光客数及び宿泊客数が徐々に回復しているものの、未だ震災前の水準に至っていない状況や、為替相場の変動など、地域経済を取り巻く環境は、厳しい状況となっている。

今後は、観光客に市内での消費を促すような商品開発や仕組みづくりの推進、宿泊滞在型の観光への転換を推進していく必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本市の振興対象業種の活性化を図るため、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組の事業	説明
県営ほ場整備事業	・農業の生産基盤の強化、農地の集積及び有効活用を図ることを目的としてほ場整備を行う。
有害獣被害防止・有害獣捕獲事業	・有害獣による農産物被害を防止することを目的として、防護柵の設置や有害獣の捕獲を行う。
水産流通基盤の整備事業	・衛生管理の強化など付加価値向上を目的とした漁港の施設整備を行う。
水産物の販路拡大事業	・都心から約7.5km圏内と立地を生かし、地元海産物を都市圏への販売促進を行い、ブランド化を推進することにより付加価値向上を図る。
担い手の確保事業	・農業者及び漁業者の高齢化や後継者不足による就業者の減少に対応するため、確保・育成するための取り組みを行う。

実施主体・主な役割	
市	・ほ場整備事業の実施 ・有害獣被害防止・有害獣捕獲事業の実施 ・水産流通基盤整備事業の実施 ・水産物の販路拡大事業の実施

	・担い手確保事業の実施
猟友会	・有害獣捕獲事業の実施
新勝浦市漁業協同組合 勝浦漁業協同組合	・水産流通基盤整備事業の実施
観光協会	・観光プロモーション事業と連携した農水産物PR

(2) 製造業

取組の事業	説明
中小企業資金融資事業	・中小企業資金融資制度を活用し、中小企業経営の合理化及び設備の近代化等の促進を図る。
起業・創業支援	・相談窓口を設置し、起業・創業希望者に対する相談支援体制等の強化を図る。
空き店舗対策事業	・商店街等の空き店舗を活用しての起業・創業支援及び商店等の事業者の事業承継支援対策を図る。

実施主体・主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の資金融資制度（経営近代化融資事業及び利子補給）の実施 ・起業・創業希望者に対して、支援窓口を設置 ・空き店舗希望者へ相談窓口、商店等事業者の事業継承相談窓口の設置
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・市の融資制度及び利子補給制度の斡旋 ・起業・創業希望者への相談受入から創業支援までのワンストップ支援 ・事業承継の円滑化に向けた支援

(3) 観光業（旅館業を含む）

取組の事業	説明
観光宣伝事業	・シティープロモーション等のPR活動を実施し、観光振興を図る。
観光まちづくりコンソーシアム事業	・観光協会等、市内各種団体と協働し、市内における観光資源の魅力を向上し、周遊ルート等の形成を図る。
体験型観光提供事業	・関係団体と連携した体験型観光プログラムを作成、推進する。
観光案内版等設置事業	・外国人客の来訪・宿泊にも対応した多言語の観光案内情報を提供する。

実施主体・主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・観光協会と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成 ・観光PRや観光イベントを通じての観光客誘致の促進 ・外国人客にも対応した多言語による観光看板の設置、観光ガイドブックの作成
観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・市と連携した周遊ルート及びガイドマップの作成 ・ホテル・旅館等受入体制の調整
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間のマッチングの実施 ・キャッシュレス決済導入促進

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組の事業	説明
企業立地推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地等に向けた市独自の奨励措置を図り、企業の立地を推進する。

実施主体・主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地、雇用創出に関する奨励措置及び雇用対策への支援
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地に向けた金融機関等との連携による支援

(5) 共通

取組の事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 ・税務部署窓口にて半島税制に関する周知資料提供 ・事業者向け説明会開催及び相談窓口開設 ・Web媒体による情報発信 ・企業訪問による事業者への直接周知

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税（県税）の不均一課税の実施 ・ 税務部署窓口にて半島税制に関する周知資料提供 ・ Web媒体による情報発信
新勝浦市漁業協同組合 勝浦漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合紙による制度周知
商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市と連携した制度周知 ・ 会員への制度の斡旋 ・ 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	2件
-------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	20人
転入者数（人／年）	730人
社会増減率	1.0未満

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①Web 媒体等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市及び県のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、トップページに年4回、情報発信を実施する。
②事業者への直接周知及び説明会開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し提供する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料を同封する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度周知を図るとともに、事業者の半島税制の利用把握に努め、年1回程度説明会を開催する。
③問合せ相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②による情報発信、周知による問合せ及び相談に対して個別による制度説明を行う。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口（人）	19,299	18,765	18,300	17,771
生産年齢人口（人）	10,515	9,971	9,475	9,053
老年人口（人）	7,302	7,374	7,460	7,418
高齢化率（％）	37.8	39.3	40.8	41.7

資料 千葉県年齢別・町丁字別人口調査

【人口動態】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自然増減	△300	△228	△294	△262
社会増減	158	△291	△213	△140
全体	△142	△519	△507	△402

資料 千葉県毎月常住人口調査

【観光入込客数】

各年度末現在（単位：千人）

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
観光客総数	1,126	1,120	1,083	990	1,074
日帰り客	835	824	799	672	746
宿泊客	291	296	284	318	328

資料 市調査

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数(人)	
	平成24年	平成26年	平成28年	平成21年	平成26年
総数	1,231	1,194	1,123	7,928	6,922
A 農業、林業	3	3	3	37	22
B 漁業	0	1	1	6	29
C 鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0
D 建設業	154	141	128	659	492
E 製造業	73	67	62	655	640

F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	19	11
G 情報通信業	3	1	1	5	1
H 運輸業，郵便業	24	21	22	363	211
I 卸売業，小売業	294	292	277	1,599	1,371
J 金融業，保険業	15	15	14	139	129
K 不動産業，物品賃貸業	135	122	106	239	203
L 学術研究，専門・技術サービス業	19	21	21	76	67
M 宿泊業，飲食サービス業	222	220	219	1,546	1,355
N 生活関連サービス業，娯楽業	114	117	114	541	337
O 教育，学習支援業	25	23	22	442	400
P 医療，福祉	44	44	44	1,066	1,189
Q 複合サービス事業	9	14	8	154	155
R サービス業(他に分類されないもの)	96	92	81	382	310

資料 H24 経済センサス，H26 経済センサス，H28 経済センサス